

## 日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（平成 27 年度）

### I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている<sup>1</sup>。

### II 主な活動実績

#### 1. 歴史的公文の受入・保存の状況

##### (1) 受入・整理

平成 27 年度は、日本銀行内の各部署等から 4,106 冊の歴史的公文を受入れた。このほか既往受入れ資料についても整理を進め、平成 27 年度末時点における目録掲載冊数は、92,364 冊となった。

##### (2) 保存に関する取り組み

明治・大正期に作成された紙資料を中心に、劣化が著しい資料 102 冊について複製マイクロフィルムを作成したほか、3 冊についてデジタル化を行い、長期保存用ディスク（DVD）に収録した。また、水損資料 3 冊を修復した。

このほか、平成 27 年度に受入れた歴史的公文を中心に、中性紙保存箱への収容を進めた。

#### 2. 歴史的公文の利用状況

##### (1) 利用請求および利用決定等

一般からの利用請求を 183 件受け、前年請求分を含め、利用決定等を 165 件行った。利用決定等の内訳は、下表のとおりであった。

---

<sup>1</sup> 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

利用請求および利用決定等の状況（平成 27 年度中）

（件）

利用請求	183
利用決定等	165
全部利用決定	159
一部利用決定	6
利用不可	0
延長をしなかったもの（30 日以内に利用決定したもの）	161
30 日以内の延長を行ったもの	4
特例延長を行ったもの	0
取下げ	8
処理中（年度末時点）	12

**(2)利用状況**

一般の利用については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが 98 件、写しの交付による利用が 123 件であった。

また、日本銀行内における業務利用<sup>2</sup>の件数は 3,564 件であった。

**3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示**

平成 27 年 11 月にリニューアルした日本銀行金融研究所貨幣博物館において、「アーカイブの仕事」コーナーを新設し、日本銀行定款や帳簿、本店建物等の写真を掲載したパネルのほか、日本銀行営業免状等のレプリカを常設展示している。また、日本銀行旧小樽支店金融資料館および日本銀行本店見学ルート<sup>2</sup>の常設展示において、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルの展示を行っている。

以 上

<sup>2</sup> 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第 24 条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。